



パブリック
コメント
検討結果

寄せられた意見の概要や市の
検討結果をお知らせします

下記の一覧表は市民の皆さんからお寄せいただいた意見を要約し、市の考え方をまとめたものです。
全文は情報公開コーナー(両庁舎1階)・市HPでご覧になれます。

事案名 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(素案) ◆障害福祉課 電話 042-438-4033	
【公表日】 3月15日(木) 【募集期間】 12月11日～1月10日 【意見件数】 42件(10人)	
お寄せいただいた主な意見	検討結果
日中活動系の事業所が新規にできたとしても、すぐに定員が埋まっていて、高校を卒業した後に利用できるサービスがあるの常にか心配がある。日中活動の場の確保につながる事業所の誘致や就業機会の確保に取り組んでほしい。(7件)	引き続き事業者への情報提供などによる民間事業所の誘致を進めるとともに、障害者理解の普及啓発を進めていきます。なお、泉小学校跡地を活用した障害者福祉施設整備について、企画提案型の公募により、施設を整備運営する事業者の選定をしました。提案された内容の実施に向けて調整を行っていきます。
障害福祉サービスや障害福祉に関わる広報全般を、分かりやすく、利用しやすくしてほしい。障害福祉サービスを利用したくても何をどう利用すればいいかわからないため、系統立てて相談をすることが難しい。(3件)	現在配布している広報ツール(パンフレットなど)について見直しを進めていくとともに、ワンストップ型の相談窓口である「基幹相談支援センター」[相談支援センター・えぼっく]の周知に引き続き取り組みます。
障害者の自立を促すため、住まいの確保は重要であり、ぜひ推進してほしい。(3件)	障害のある方が地域で安心して暮らしていくための生活環境整備を重点推進項目に位置付け、今後も事業者への情報提供などによる誘致を進めていきます。また、所有地の活用働きかけや、泉小学校跡地活用による障害者福祉施設整備において、選定された事業者と調整していきます。

事案名 公園配置計画(案) ◆みどり公園課 電話 042-438-4045	
【公表日】 3月15日(木) 【募集期間】 12月15日～1月10日 【意見件数】 20件(18人)	
お寄せいただいた主な意見	検討結果
各種公園の定義があまりにも抽象的すぎる。それぞれの公園がどのようなものを指すのか具体的に記載し、もう少し文言の統一などをすべき。(1件)	本計画に位置付ける緑地・公園を分かりやすく整理し、記述するように修正します。
ボール遊びや、グラウンドゴルフ・ゲートボール競技ができる公園、大規模公園など、幼児から高齢者まで幅広い世代に活用される公園を整備してほしい。(4件)	今後、特色のある公園整備に努めます。
小さな子どもを持つ子育て世代に優しい公園、見通しがよい防犯上安全な公園づくりをしてほしい。(2件)	公園維持管理の貴重な意見として参考にします。
大規模公園の整備とあるが、具体的にどこをターゲットにするか書かれていない。泉小学校跡地の公園化についての記述も具体的内容が少ない。例えば、売却予定の東大生態調和農学機構など、大面積の土地は一度失ったら二度と手に入らない。公共施設建て替え時に必要になるので、大面積の土地は必ず確保してほしい。特に東大農場は市内に残された貴重な土地であり、ひまわり迷路など市民が親しんでいるので、桜並木と一体になった公園化が望ましい。(4件)	東大生態調和農学機構の売却予定地について、桜並木と一体で公園とする予定はありませんが、キャンパス再整備に伴う土地利用転換の機会を捉え、緑豊かで良好な市街地の形成を図っていきます。泉小学校跡地に整備する公園は、配置計画では詳細を決定せず、設計段階から懇談会・ワークショップなどを開催し、市民ニーズを考慮した特色ある公園整備を進めていきます。
公園拡充資金の確保手段として、予算に余裕がない西東京市は、みどり基金の受け入れ態勢改善を真剣に検討してほしい。クラウド・ファンディングが一般的となった現在、市がきちんと管理し、情報公開などをすれば集まると思う。または、ふるさと納税に公園の建設維持改善に絞ったものを設けるなど、柔軟に考えてほしい。(4件)	基金の基本的な考え方については、市全体の計画などで位置付けていくことができるか検討するよう、関係部署などと協議していきます。

事案名 公設民営保育園の民設民営化計画(案) ◆保育課 電話 042-497-4926	
【公表日】 3月15日(木) 【募集期間】 1月22日～2月22日 【意見件数】 255件(112人)	
お寄せいただいた主な意見	検討結果
公設民営化から10年が経過してようやく運営が安定し、信頼関係が構築されてきた。現在の運営事業者は、子どものことを一番に考えた素晴らしい保育を行っており、職員が入れ替わることは子どもにとって大きな負担となる。公募ではなく、現在の運営事業者が継続することを希望する。(75件)	公設民営保育園が使用している土地・建物は、市の公有財産です。民設民営化に当たり、その土地と建物の処分については、手法も含めて今後庁内で改めて検討・調整を行います。
計画の策定、公表が平成30年1月であり、その実施が平成30年度からではあまりに期間が短すぎるのではないかと。もっと時間をかけて検討してもらいたい。(6件)	計画策定期間については、平成29年度から平成30年度に改め、実施に当たっては保護者や事業者の方々への丁寧な説明に努めます。
在園児の保護者に事前の説明がなく、個別に市民説明会の周知もされていなかった。そのような市の対応に不信感を覚える。該当する7園の利用者には直接説明があつてしかるべきではないか。(15件)	本計画(案)は、在園中の児童と保護者だけでなく、広く市民の方々に関係する計画のため、より多くの方を対象としたパブリックコメントと市民説明会を実施しました。民設民営化対象園の保護者の方々には園ごとに説明会を実施します。
児童福祉法に規定されている「自治体の保育の実施義務」を果たすためにも、待機児童対策は公的保育で責任を持って行ってほしい。(4件)	本計画(案)は、民設民営化により財源を確保し、待機児童対策、保育環境の整備・充実を図ることが目的です。今後も引き続き保育事業の維持・向上に努めます。

事案名 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第7期)(素案) ◆高齢者支援課 電話 042-438-4028	
【公表日】 3月15日(木) 【募集期間】 12月18日～1月18日 【意見件数】 10件(4人)	
お寄せいただいた主な意見	検討結果
現在、妻が脳梗塞で施設に入っているが、同じ頃、近所でも数名が脳梗塞になり、亡くなったり足を骨折したりして介護を必要とする事態が発生している。突発的なため予防は難しく思う。高齢者が多くなる現在、先が案じられる。(1件)	脳梗塞を含む生活習慣病や骨粗しょう症は、日頃の食・運動習慣が重要といわれ、各種予防事業を開催しています。また、突然の介護が必要になった場合も、地域の相談窓口として地域包括支援センターが支援を行っており、今後も周知に力を入れていきます。
記述が冗漫で分かりにくい。一例として第1部・総論について次のとおり提案する。 ①第1章:要点のみを記載し、諸データ・アンケート・調査結果は添付資料とする。 ②第2章:6期の成果は極力数値的に表示する。(1件)	①第1部第1章「計画策定の背景と趣旨」は、計画策定のためのアンケート結果などを基に本市の現状・課題などをグラフなどを使い、具体的に記載したものです。 ②第6期の取組状況は第1部第2章「3これまでの取り組みと課題」や計画書の資料編に記載しています。
高齢者に限らず、まちへ出る・人と交わる・何かをする…図書館・公民館・地区会館ほか、老人施設・子どもの施設など市民が無料で自主的に活動できる場の保障は特に大事である。(1件)	老人福祉センター・福祉会館・公民館などで実施している各種講座やサークル活動を通じて、学習と交流、生きがいづくりや健康づくりができるよう、今後も機会や場の提供を行っていきます。

事案名 東伏見駅周辺地区まちづくり構想(案) ◆都市計画課 電話 042-438-4050	
【公表日】 3月15日(木) 【募集期間】 12月18日～1月18日 【意見件数】 37件(7人)	
お寄せいただいた主な意見	検討結果
保育園・児童館・公民館・図書館、高齢者が集まれる施設がほしい。若者が利用する施設としては、東伏見コミュニティセンターがあるが、ちょっとした運動ができる安価な施設が東伏見にはない。(1件)	公共施設については、市の公共施設などの配置に関する基本的な考え方や計画などを踏まえながら、関係部署で今後検討します。
東伏見駅周辺を新たに商業地域として開発することは、現景観を破壊するばかりでなく、市域全体としての空間構成を崩すことになり、避ける必要がある。(1件)	駅周辺の土地利用については、都市計画マスタープランで定めた地域のまちづくりの方針や、それを踏まえたまちづくり構想で定める方針に基づいて進めます。
西東京3・4・17号東伏見線は、歩道・自転車道を作り、安心して風景を楽しみながら散歩できる道になってほしい。(1件)	西東京3・4・17号東伏見線の整備については、連続立体交差事業の進捗に合わせ、今後検討します。
はなバスで田無駅から保谷駅まで乗換なしで行けるようにしてほしい。中央線につながる民間路線バスを増やしてほしい。(1件)	はなバスが田無駅～保谷駅の区間を運行する場合、民間路線バスと競合するため要望のルートはできかねます。民間路線バスに関するご意見・ご要望は今後関係業者に伝えます。
駅の1階に広幅員の南北通路を設けてほしい。(1件)	連続立体交差事業に伴い整備される駅舎などに関するご意見・ご要望は、今後鉄道事業者へ伝えます。

固定資産税の減額

◆資産税課(田無庁舎4階)
電話 042-460-9830

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

住宅耐震改修工事

- 減額分 2分の1(住宅面積120㎡^{未満})
- 減額要件 ●昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●1戸当たりの工事費用が50万円超
- 必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し

住宅のバリアフリー改修

- 減額分 3分の1(住宅面積100㎡^{未満})
- 減額要件 ●新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ●改修後の床面積が50㎡以上 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋
- 必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

- 書 ②工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写真など)と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類
- ※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

住宅の省エネ改修

- 減額分 3分の1(住宅面積120㎡^{未満})
- 減額要件 ●平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修※2)を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●改修後の床面積が50㎡以上 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋
- 必要書類 ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票
- ※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)